

令和2年度

千葉港港湾業務艇運航

仕 様 書

令和2年1月
国土交通省 関東地方整備局
千葉港湾事務所

1. 概 要

本件は、当局所有の以下の港湾業務艇を千葉港、木更津港及びその周辺海域の港湾工事にかかる工事監督等に就役させるため、受注者による運航を行うものである。

2. 運航船舶主要目

運航船舶の主要目は、下表のとおりである。

なお、運航船舶については、令和2年12月以降に入れ替えを行う予定である。

入れ替え後の船舶は小型船舶を予定しており、詳細については監督職員より通知する。

船舶主要目	「あいりす」	参考：入れ替え後船舶
船体寸法		
長さ	11.99 (m)	約17.50 (m)
幅	4.23 (m)	約4.10 (m)
深さ	2.43 (m)	約2.00 (m)
吃水	0.83 (m)	約0.73 (m)
総トン数	18 (GT)	20未満 (GT)
材 質	FRP	耐食アルミニウム合金
主 機 関	308.91 (kW) × 2基	370以上 (kW) × 2基
航行区域	沿海 (限定)	沿海 (限定)

3. 運航期間

(1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

但し、当該期間中の行政機関の休日並びに発注者が定期的維持修理を実施する期間は除くものとする。

(2) 定期的維持修理は、令和2年8月中旬から令和2年10月上旬までの期間を予定しているが、詳細な修理期間は、監督職員より指示する。

4. 運航内容

運航内容は、下表のとおり見込んでいる。

名称	単位	数量	摘要
運航	式	1	
運航	日	209	
運休	日	0	
休止	日	0	
運転	リットル	33,666	軽油、運転 543時間
船舶保険料	日	365	

5. 係留場所、引渡場所及び返還場所

千葉県千葉市中央港 1-11-1

関東地方整備局千葉港湾事務所 船舶係留場 (別添図参照)

6. 運航仕様

6-1. 運航場所

千葉港、木更津港及びその周辺海域（但し、船舶検査証書に記載されてある航行区域内に限る）の発注者が指定する場所とする。

6-2. 運航・運休・休止

(1) 運航・運休・休止は、監督職員が通知する運航予定通知書に基づき行うものとし、発注者の指定する様式（別添参照）に従って運転日報及び月毎の運航実績報告書を監督職員に提出するものとする。

(2) 運航時間帯は、就業時間8時30分から17時15分までのうち、休憩1時間を除いた7時間45分とする。

なお、発注者の都合により上記以外であっても運航の通知があった場合は、その通知に従うものとする。

(3) 運休とした日は、緊急の運航に備えて待機するものとする。

6-3. 運転

(1) 運転時間は、当該船舶が航行した時間とする。

(2) 運転に係る当該船舶の1時間当たり燃料消費量は、62.0リットル/hとする。

6-4. 船舶保険

受注者は、船舶保険〔普通期間保険第5種と船主責任保険（P&I保険）（保険支払限度額2億円、休航戻し及び油その他の汚濁水面清掃費用削除）〕と同等以上のものに加入するものとし、契約証書の写しを監督職員に提出するものとする。

また、船舶保険における対象船舶評価額は、976,746円を想定している。

なお、運航船舶の入れ替えに伴い変更が生じた場合は、運航期間の末日までに変更契約を行うものとする。

6-5. 乗組員

受注者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき船員を当該船舶に乗り込ませるものとする。

なお、乗組員のうち1名は、海上特殊無線技士免許2級以上を有するものとする。

6-6. 一般事項

(1) 受注者は、当該船舶の運航管理、保守管理、維持管理等を行うものとする。

(2) 受注者は、当該船舶の運航管理を行うための運航管理者を選任し、監督職員へ通知するものとする。

なお、乗組員が運航管理者を兼務する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 受注者は、運航に先立ち、運航計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、記載内容は以下を標準とする。

- 1) 実施体制組織表（地震等緊急時の体制を含む）
- 2) 運航中止基準
- 3) 緊急連絡網
- 4) 保守点検方法及び内容

- 5) 安全管理
- 6) その他必要事項

- (4) 運航にあたっては、海上交通安全法、船舶安全法、海上衝突予防法並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の関係法令に従い、安全に留意し、事故が生じないように十分注意するものとし、船舶の構造及び機能等の習熟のうえ運航を行うものとする。
- (5) 船舶及び係留場所に異常が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- (6) 船舶が常に最良の状態で運航できるように、日常点検簿（別添参照）を作成して点検を行うこととし、運航に支障のある異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- (7) 潤滑油及びオイルエレメント等（消耗品を除く）について補充や交換の必要が生じた場合は監督職員と協議するものとし、運航期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (8) 受注者は、関係官庁への諸手続きを行うものとする。
- (9) 発注者が特に必要と判断する場合は、運航内容（航行区域、運航日数等）の変更ができるものとし、契約変更の対象とする
- (10) 受注者は、船舶運航実態調査を調査要領に基づき実施するものとする。なお、調査要領等は、監督職員の指示による。

6－7. 定期的維持修理

- (1) 定期的維持修理期間においては、修理内容の確認を行うため、運航予定通知書による通知または監督職員との協議により、乗組員を当該船舶の維持修理作業（別途契約の他業務）に臨場させることができるものとする。臨場は1名を原則とし、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえ変更することができる。また、臨場に要する費用については、運航期間の末日までに変更契約を行うものとする。

なお、臨場に要する修理場所までの旅費の算定は、国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則によるものとする。当該船舶を運航して目的地まで移動した場合は、片道分のみを計上するものとする。
- (2) 臨場の項目は以下のとおりとし、詳細は監督職員と協議するものとする。
 - ①主要箇所解放時、②試運転時、③その他必要と判断したとき

6－8. 地震等緊急時及び台風等荒天時の対応

- (1) 地震等緊急時に対応するため、6－6（3）に述べた運航計画書に緊急時の運航計画について記載するものとする。また、地震等緊急時に1時間以内に運航できる体制を確保するものとする。

なお、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 台風等荒天時における避難については、監督職員に報告するものとし、避難場所については、事前に監督職員に承諾を得るものとする。避難中は他船との接触、盗難防止のため船内に常駐することを原則とし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

7. 契約方法

(1) 契約は、港湾業務艇「あいりす」の運航にかかる、下記項目毎の単価契約とする。

運航費項目	労務費	燃料	船舶保険料	諸経費
運航 1日当り	乗組員2名分	—	—	○
運休 1日当り	乗組員2名分	—	—	○
休止 1日当り	乗組員1名分	—	—	○
運転 1リットル当り	—	○	—	○
船舶保険料 1日当り	—	—	○	○
超過勤務手当 1時間当り	乗組員2名分の割増賃金	—	—	○

(2) 用語の定義

- 1) 運航は、船舶を運転している状態。
- 2) 運休は、発注者の都合や軽微な故障、荒天等の突発的な事態により運転していない状態。(30日未満で運航状態に復帰できる程度)
- 3) 休止は、船舶を30日以上運航する計画がなく、運輸局より許可を受けて港湾係留施設に係留し、保守・点検整備や荒天等により船舶を管理する必要がある状態。
- 4) 運転は、主機関等を稼働させ航行している状態。
- 5) 運航管理者は、監督職員が通知する運航予定通知書に基づき、乗組員に業務の履行を指示する者。

(3) 契約にあたっては、運航費の内訳書を提出するものとする。

なお、乗組員の労務費については、基本給(割増賃金対応基本額)と諸手当の内訳書とする。

8. 支払い

支払いは、2ヶ月毎の実績精算払いとし、下記の要領で行うものとする。

なお、労務費の計上に際しては、1日8時間就業の単価を用いる場合、7.75/8を乗じた単価を用いるものとする。

(1) 運航、運休、休止

運航、運休、休止にかかる費用は、当該月の各々の日数の合計に各々の1日当りの単価を乗じて得られる金額とする。

(2) 運転

運転にかかる費用は、当該月の燃料消費量の合計に1リットル当りの単価を乗じて得られる金額(円未満切り捨て)とする。

但し、燃料消費量の合計に1リットル未満の端数が生じた場合は、小数2位四捨五入とする。

(3) 船舶保険料

船舶保険料は、当該月の全日数に単価を乗じて得られる金額とする。

(4) 超過勤務手当

超過勤務手当は、1ヶ月間に就業時間外及び行政機関の休日に運航した累計時間(累計時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上の時は1時間とし、30分未満の時は切り捨てる)に割増賃金の対象となる単価を乗じて得られる金額とする。また、割増賃金の対象となる単価は、乗組員の労務費の基本給(割増賃金対

象基本額) の1/7.5に時間帯によりそれぞれ下表の各時間帯に対応する率を乗じて得られた金額 (円未満切り捨て) とする。

	割増率			
	5時～始業時間	始業時刻～ 終業時刻	終業時刻～ 22時	22時～5時
平日	125/100	—	125/100	150/100
休日	135/100	135/100	135/100	160/100

- (5) 休日等に運航した場合の支払について
前項により算出した超過勤務手当をを支払う。

9. 検収

1ヶ月毎の運航日数等の確認をもって検収とする。

10. その他

(1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

- 2) 1) により警察に通報または捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

- 3) 1) 及び2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

- 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議すること。

(2) 本仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

以上

運 転 日 報

(あ い り す)

報告月日		天候	主任現場監督員	現場監督員	現場代理人	報告者		
令和 年 月 日 (曜日)								
波浪状況		作業内容						
始業時刻	時 分	始時	終時	時間	運転時間	目的地 (経由地含む)	使用目的	乗船人数
終業時刻	時 分	:	:	分	分			人
就業時間	分	:	:					
超過勤務時間 (125/100)	時間	:	:					
超過勤務時間 (150/100)	時間	:	:					
超過勤務時間 (135/100)	時間	:	:					
超過勤務時間 (160/100)	時間	:	:					
運転時間	航行	分	:	:				
	準備	分	:	:				
	その他	分	:	:				
	計	分	:	:				
運休・休止時間	整備	分	:	:				
	待機	分	:	:				
	その他	分	:	:				
	計	分	:	:				
就業人員	人	:	:					
燃料使用量(当日分)	ℓ	:	:					
時間当り燃料消費量	ℓ/h	:	:					
走行距離	mile	計		分	分			人

【記事】

『使用目的』

分 類	概 要
①工事監督・検査業務	直轄港湾工事の監督、検査や工事の現況把握など、工事の実施に関連する業務のために当該船舶を使用するもの。
②調査・測量業務	船舶搭載機器を用いたり、担当者が直接測定や採水を行うなど、水質等環境調査や測量を実施するために当該船舶を使用するもの、および、波高計、浮標灯、GPS波浪計等の機器類の設置、点検、管理を行うために当該船舶を使用するもの。
③施設等点検業務	外郭施設、係留施設等の港湾施設について損傷などの異常の有無を点検したり、水域施設の水深を確認するなど、港湾施設や港内点検業務に当該船舶を使用するもの。(災害時を含む)
④防災支援等業務	災害時に支援物資を運搬したり、行政関係者等を輸送するなど災害支援活動に当該船舶を使用するもの、および、異常気象後の施設状況確認を行うために当該船舶を使用するもの
⑤その他	①～④に該当しない業務(記事欄に具体的内容を記載すること。)

運航実績報告書

令和 年 月 日

監督職員

受注者住 所
名 称

下記のとおり運航実績報告書を提出します。

件 名	千葉港港湾業務艇運航																		
契 約 者																			
契 約 年 月 日																			
契 約 期 間																			
令和 年 月分使用内訳																			
日	運航	運休	休 止	運 転 時 間	超 過 時 間				日	運航	運休	休 止	運 転 時 間	超 過 時 間					
					125 100	135 100	150 100	160 100						125 100	135 100	150 100	160 100		
1									17										
2									18										
3									19										
4									20										
5									21										
6									22										
7									23										
8									24										
9									25										
10									26										
11									27										
12									28										
13									29										
14									30										
15									31										
16									計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	運航日数								0日				/						
	運休日数								0日										
	休止日数								0日										
	運転時間数								分										
	船舶保険対象日数								日										
	超過勤務時間				125 100				時間 ×		人								
					135 100				時間 ×		人								
150 100							時間 ×		人										
160 100							時間 ×		人										

別添図（位置図）



年 度	令和2年度	図面番号	1
業 務 名	千葉港港湾業務艇運航		
図面名称	別添図（位置図）		
縮 尺	-	単 位	-
設計年月日	令和2年1月	組 数	全1枚
国土交通省 関東地方整備局 千葉港湾事務所			